

一	<p>公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。</p>	<p>公益目的事業 公益目的事業のチェックポイントにより判断 公益目的事業比率の見込みが50%以上(第八号の基準)であればよい。</p>
二	<p>公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。</p>	<p>< 経理的能力 > (1)財政基盤の明確化 現在の財務状況と今後の見通しの確認 収入の見通しの確認 (2)経理処理・財産管理の適正性 役員の適切な関与、十分な会計帳簿の備付け (3)情報開示の適正性 外部監査または次の要件 ア 監事に公認会計士または税理士が含まれること (収益、費用等の額が1億円以上の法人) イ 営利・非営利法人の経理事務に5年以上従事した者が 監事を務めること (" が1億円未満の法人) (3)の基準は義務づけではなく、満たさない法人は、経理事務の 精通者が情報開示にどのように関与するのかをもとに個別判断 < 技術的能力 > 事業実施のための技術、専門的人材、設備等の能力の確保 例 ・検査検定を行う法人は、「チェックポイント」の技術要件を満たすか。 ・法令上の許認可を必要とする事業は、それを受けていること。</p>
三	<p>その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p>	
四	<p>その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。</p>	<p>「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいい、提出書類から判断。寄附を行うことが直ちにこれに該当しない。</p>
五	<p>投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。</p>	<p>「政令で定めるもの」 投機的な取引を行う事業 投機的な事業に該当するかどうかは、取引の規模、内容等の具体的事情による。ポートフォリオ運用は該当しない。</p>
六	<p>その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。</p>	<p>収支相償の原則(詳細はガイドラインP5～P7) < 考え方 > 【第1段階】 公益目的事業ごとに収支を比較 収入 > 支出の場合は、特定費用準備資金(将来の事業のための積立て)に積み立てる 【第2段階】 以上に加え、特定の事業に関連づけられない公益のための収入(寄附など)、費用も含めて収支を比較 収入 > 支出の場合は、公益目的のための財産を取得、改良するための資金(流動資産と取扱うことも可)に積み立てたり、翌年度の事業拡大により処理する。</p>
七	<p>公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p>	<p>収益事業等への資源配分や事業内容如何により公益目的事業の円滑な実施に支障が生じる可能性が生じること(申請書類から判断)</p>
八	<p>その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。</p>	<p>$(\text{公益目的事業費}) / (\text{公益目的事業費} + \text{法人の管理費} + \text{収益等事業費}) > 50\%$であること。(詳細は、ガイドラインP8～P11) < 考え方 > 財務諸表上の公益事業費には、事業部門に関連する職員の人件費、事務所費、光熱費などを含むことができる。また、次の費用を財務諸表上の公益事業に加入することができる。 自己所有の土地において事業を実施した場合、土地の賃借に通常要する賃料の額 不動産鑑定士の鑑定評価、固定資産の課税標準を用いた方法等) 融資に係る費用額 長期プライムレートその他の市場金利と貸付金利の差額 無償の役務の提供を受けて事業を実施した場合、当該無償の役務に係る費用の額 最低賃金または合理的な根拠で算定する。 当年度の特定費用準備資金積立額(積立て限度額または実際の積立額のいずれか少ない額) 活動の内容が具体的であることが必要。実現の見込みが低い事業や10年先に実施する事業は適当でない。</p>

九	その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する 遊休財産額が同条第一項の制限を超えない と見込まれるものであること。	遊休財産額 < 1年分の公益目的事業費(財務諸表上 + 特定事業準備資金積立額)であること。 (詳細は、ガイドラインP13 ~ P16) <考え方> 遊休財産の算定の方法は次のとおり (貸借対照表上の資産 - 負債 - (控除対象資産 - 控除対象資産に対応する負債)) 控除対象資産対応負債を控除する理由は、負債の二重控除を防ぐため 控除対象資産とは、公益目的事業のために保有する財産、公益目的事業を行うために必要な収益事業等の用に供する財産、の事業に係る財産を取得するまたは改良に充てるための資金、寄附を受けた財産で、寄附者の定めた用途に従って、または充てるために使用・保有しているもの、特定費用準備資金
十	各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。	社会通念に照らして判断する 「政令で定める者」 事実上婚姻関係と同様の事情にある者、使用人、理事から受ける金銭等の財産により生活している者、の配偶者、 ~ の三親等以内の親族であって、生計が同一のもの
十一	他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。	「他の同一の団体」については、人格、組織、規則などから同一性が認められる団体ごとに判断する。 「準ずるものとして政令で定めるもの」 規定なし 「密接な関係にあるものとして政令で定めるもの」 理事以外の役員、国・地方公共団体等の職員
十二	会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。	公益認定時に会計監査人が置かれていることが必要である。 会計監査人の設置が必要な場合 貸借対照表上の負債が50億円以上 等
十三	その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。	支給の基準を定めるべき「報酬等」は、法人の理事、監事または評議員としての職務遂行の対価に限られる。以下のものは含まない。 ・当該法人の使用人として受ける財産上の利益 ・実費支給の交通費等 ・使用人と同等の福利厚生費
十四	一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。	
イ	社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の 不当な条件を付していない ものであること。	社会通念に従い判断する。 例えば、専門性の高い事業活動を行っている法人において、その専門性の維持、向上を図ることが法人の目的に照らして必要であり、その必要性から合理的な範囲で社員資格を一定の有資格者等に限定したり、理事会の承認等一定の手続的要件を付することは、不当な条件に該当しない。
ロ	社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。	
(1)	社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、 不当に差別的な取扱いをしない ものであること。	
(2)	社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して 提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わない ものであること。	
ハ	理事会を置いているものであること。	
十五	他の団体の意思決定に関与することができる 株式その他の内閣府令で定める財産を保有していない ものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。	議決権の過半数を保有していても、無議決権株にするか議決権を含めて受託者に信託することにより、基準適合可。 「内閣府令で定める財産」 株式ではないが、収益事業を行うことが可能な事業体の意思決定に実質的に関与することが可能と考えられるもの(例、合名会社の社員権) 「政令で定める場合」 議決権の過半数を有していない場合

十六	<p>公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。</p>	<p>「不可欠な特定の財産」とは、法人の目的、事業と密接不可分な関係にあり、法人が保有、使用することに意義がある特定の財産(例・美術品、歴史的建築物)。金融資産や通常土地・建物は、処分および転用の可能性があるため該当しない。</p>
十七	<p>第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。</p>	<p>申請時には、「法第5条第17号に掲げる者」と定めればよい。</p> <p>「次に掲げる法人」 学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等</p>
十八	<p>清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。</p>	<p>第17号に同じ</p>